

【顧客用】

施設利用要領

令和6年度

横浜改良土センター株式会社

電話 045-502-3745

FAX 045-505-3991

目 次

1. 目的	2
2. 製品	2
3. 単価設定	2
4. 営業日	2
5. 営業時間	2
6. 利用申込フロー	3
7. 利用申込書	3
8. 発生土搬入・改良土搬出計画書	4
9. 汚染要因に関する調査表	4
10. 受付方法	4
11. 代金の支払方法	4
12. チケットの発行	4
13. チケットの区分	4
14. チケットの受領	5
15. チケットの使用方法	5
16. 工事完了証明	5
17. 利用条件	5
別紙1 案内図	
別紙2 利用申込書（公共・公益工事事用）	
別紙3 利用申込書（民間工事事用）	
別紙4 建設発生土受入管理フロー	
別紙5 汚染要因調査表	
別紙6 汚染留意業種分類表	
別紙7 令和6年度 営業予定表	

1. 目的

本要領は、横浜改良土センター株式会社が運営する改良土プラント(以下「本プラント」という)の利用に関する利用申込手続、改良土処理料金、利用時間帯、利用条件等を示し、本プラントをスムーズに利用していただくためのものです。

2. 製品

改良土は、以下の2種類です。

- ① 改良土(埋戻し用) 40-0mm
- ② 改良土(塩ビ管基礎用) 20-0mm

3. 単価設定

1) 通常販売(建設発生土受入+改良土販売)

改良土1m³当りの単価は3,300円(消費税10%込み)です。

2) 改良土のみ販売(建設発生土受入なし)

改良土1m³当りの単価は1,100円(消費税10%込み)です。

但し、供給数量の上限を15,000m³とし、申込み先着順に4月1日より販売します。

注) 土量1m³は、ほぐし土量です。

4. 営業日

1) 営業日は下記の休日を除いた日です。

2) 原則として休日は以下の日です。

- ① 日曜日・祝祭日
- ② 毎月第2・第4土曜日
- ③ ゴールデンウィーク(4月27日から4月29日、5月3日から5月6日)
- ④ 夏季(8月10日から8月18日)
- ⑤ 年末・年始(12月28日から1月5日) *12月27日は午前のみ営業
- ⑥ その他の事由: 悪天候等によりプラント内の状態が悪い場合、事故及び修理等により搬入出が困難となった場合。

5. 営業時間

営業時間は、原則として8:00～17:00です。

販売及び受付業務の時間帯は以下の通りです。

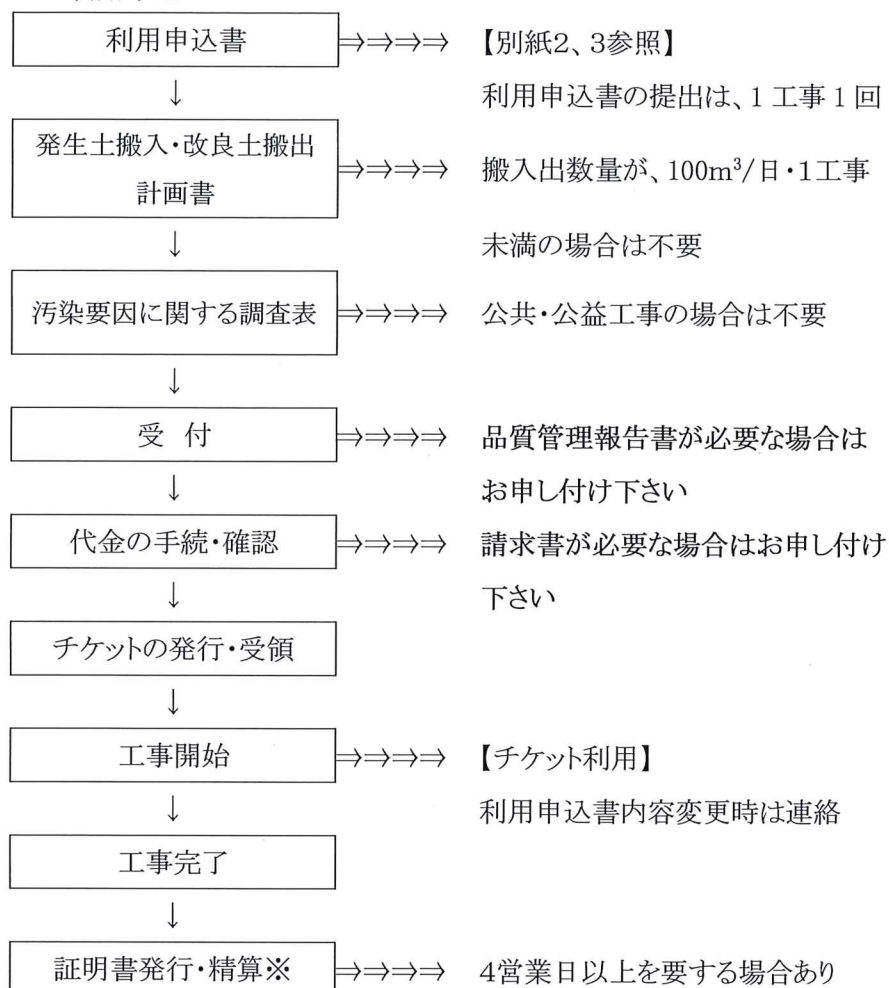
発生土受入及び改良土出荷 8:00～11:50 13:00～16:50

受付及び事務手続業務 9:00～11:30 13:00～16:30

但し、土曜日の受付及び事務手続業務はお休みです。

※その他状況により平日でも事務手続きが休みとなる場合があります。

6. 利用申込フロー



※設計変更により残った改良土チケットは、返金精算します。

ただし、返金には一定の条件がございますので係員にご確認願います

7. 利用申込書

利用者は、「横浜改良土センター利用申込書※」(別紙2、3)に必要事項を記入して、監督員(発注者)の署名・捺印を受けて下さい。

※ 横浜改良土センター利用申込書 (3部複写)

公共・公益工事用	センター控	(別紙 2-1)
	発注者控	(別紙 2-2)
	申込者控	(別紙 2-3)
民間工事用	センター控	(別紙 3-1)
	発注者控	(別紙 3-2)
	申込者控	(別紙 3-3)

8. 発生土搬入・改良土搬出計画書

利用者は、搬入出数量が、100m³/日・1工事以上の場合のみ「搬入・搬出計画書」を提出して下さい。

9. 汚染要因に関する調査表

利用者は、公共・公益工事以外から土砂を本プラントに搬入する場合は、「汚染要因に関する調査表」または地質分析結果証明書を提出し、当該工事から発生する土砂が安全であるか、もしくは安全基準に適合しているかを証明して下さい。

10. 受付方法

本プラントの利用受付の方法は以下の通りです。

- 1) 利用申込書（及び搬入・搬出計画書）を作成後、本プラントにファックスにて送信願います。
- 2) 送信後は本プラントに必ず電話連絡を入れ、事務担当者とは詳細をお打合せ願います。
- 3) 本プラントの受付後、監督員（発注者）に発注者控を提出して下さい。

11. 代金の支払方法

本プラントの代金の支払方法は以下の通りです。

- 1) 利用申込書を提出後、申し込み数量×単価＋消費税＝税込み代金をお支払下さい。
- 2) 支払い方法は原則として本プラントの指定振込み先へのお振込みとなります。

指定振込み先 横浜銀行 鶴見支店（普通） No. 1715068
横浜改良土センター株式会社
ヨコハマカイリヨウドセンター（カ

12. チケットの発行

- 1) チケットは、代金の入金確認後に発行します。
- 2) チケットは、利用申込数量をチケット区分（13. チケット区分）の1台当たり数量で除した枚数分発行致します。

*チケットは、入金を確認した翌営業日に宅配便にて発送致します。

13. チケットの区分

チケットは以下の区分※です。

積込高目安（荷台上端より）

①	10t車	6.5	m ³ /台	約59cm（+約7cm）
②	8t車	5.4	m ³ /台	約75cm（+約7cm）
③	4t車	2.7	m ³ /台	約40cm（+約4cm）
④	3t車	2.0	m ³ /台	約41cm（+約4cm）
⑤	2t車	1.3	m ³ /台	約28cm（△約5cm）

※ご利用者がチケット発行前にチケットの区分を選択して下さい。

14. チケットの受領

利用者は、チケット受領の際に発行されたチケットの内容、枚数及びチケット区分を必ず確認して下さい。また、受領後に紛失・滅失した場合は再発行致しません。

15. チケットの使用方法

本プラントのチケット使用方法是以下の通りです。

- 1) 発生土の搬入時は「発生土整理券」チケットを1車毎に1車分使用し本プラント入場整理員にチケットを提出し捺印を受けた半券「工事会社控」を受け取って下さい。
- 2) 改良土の搬出時は「改良土整理券」チケットを1車毎に1車分使用し本プラント入場整理員にチケットを提出し捺印を受けた半券「工事会社控」を受け取って下さい。
- 3) チケットは印字された工事名以外には使用できません。取扱いには注意して下さい。

16. 工事完了証明

利用者は、工事完了後、改良土使用証明書類の発行を受けて下さい。

※（改良土使用証明書類）

- (ア) 半券「改良土整理券搬出証明」・半券「発生土整理券搬入証明」捺印済
- (イ) 搬入出明細書
- (ウ) 搬入出実績証明

17. 利用条件

1) 発生土搬入量と改良土搬出量

利用者は、建設発生土の同量以上の改良土を搬出して下さい。また建設発生土を搬入せず改良土の搬出のみの利用も可能です。

2) 利用制限

公共・公益工事、民間発注工事の利用も施設利用要領に従い利用が可能です。

ただし、横浜市公共工事が優先されるため利用時期、処理量を制限することがあります。

3) 搬入制限

以下に示す発生土であることが判明した場合、その時点で受入れを拒否することがあります。

- ① アスファルトガラ、コンクリートガラ、鉄屑、木クズ、ゴミ等が混入している。
- ② ダンプトラック上で山積み状態から軟弱な泥土（第4種発生土以下の土質）状態に性状が変質した発生土。
- ③ 一辺が30cmを超える土丹が50%以上混入している発生土。

4) 汚染土の持ち込み禁止

公共・公益工事以外から本プラントに発生土を搬入する利用者は次の事項を遵守して下さい。

- ① 本プラントに搬入する発生土は、「土壌の汚染に係わる環境基準 28 項目（環境省告示）」に適合していなければなりません。
- ② 安全基準の適否の確認
公共・公益工事以外の場合、別紙－4に定める「建設発生土受入管理フロー」及び別紙5、6に定める「汚染要因に関する調査表」及び土壌検査の結果により、受入れの適否を判断します。
改良土使用指定道路から発生する民間水道工事の建設発生土は別紙5「汚染要因に関する調査表」の証明書に設けたハ)として受入れを行います。
- ③ 安全基準に適合しない場合又は確認できない発生土は受入れができません。
- ④ 万一汚染が発生した場合の責任は、その建設発生土を持ち込んだ利用者が負います。

5) 改良土の保管

改良土を仮置場にストックする場合は、シート養生等により出来るだけ雨水に触れないようにしてください。

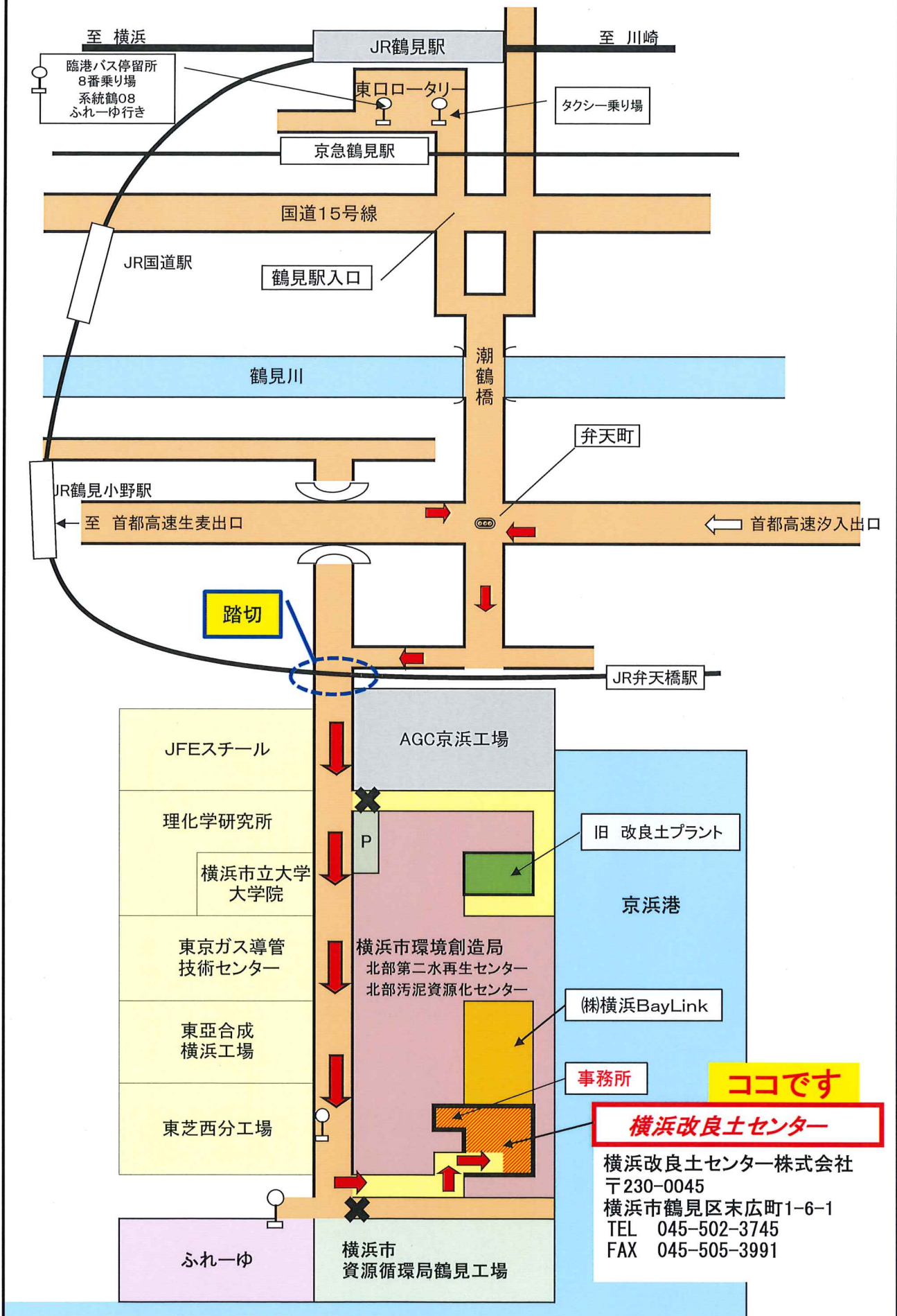
*施設利用要領及び利用申込書については弊社ホームページからダウンロードできますのでご覧いただく様お願い申し上げます。

ホームページアドレス：<http://www.hamakairyodo.co.jp>

*お問合せ等には下記のメールアドレスがご利用いただけます。

メールアドレス：info@hamakairyodo.co.jp

横浜改良土センター 案内図



ココです
横浜改良土センター
横浜改良土センター株式会社
〒230-0045
横浜市鶴見区末広町1-6-1
TEL 045-502-3745
FAX 045-505-3991

横浜改良土センター利用申込書

年 月 日

横浜改良土センター株式会社

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地1
TEL 045-502-3745
FAX 045-505-3991

(申込者)

社 名 印

住 所

工事責任者名 印

連絡先TEL

横浜改良土センターの利用を次のとおり申し込みます。

区分	埋戻し用 40~0	基礎用 20~0	
搬出数量 (改良土)			/
搬入数量 (発生土)			
発注者			
監督事務所			
工事名			
工事場所			
工期	~		
搬出時期	~		
搬入時期	~		
監督員氏名	印	連絡先TEL	

- (注)1.搬入・搬出数量は、設計数量でほぐし土量を記入願います。
2.搬入出数量100m³/日の工事は、搬入・搬出計画表を申込書の提出時に添付願います。
3.その他の取り扱いについては、「横浜改良土センター施設利用要領」を御参照願います。

横浜改良土センター利用申込書

年 月 日

横浜改良土センター株式会社

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地1

TEL 045-502-3745

FAX 045-505-3991

(申込者)

社 名 印

住 所

工事責任者名 印

連絡先TEL

横浜改良土センターの利用を次のとおり申し込みます。

区分	埋戻し用 40~0	基礎用 20~0	
搬出数量 (改良土)			
搬入数量 (発生土)			
発注者			
監督事務所			
工事名			
工事場所			
工期	~		
搬出時期	~		
搬入時期	~		
監督員氏名	印	連絡先TEL	

(注)1.搬入・搬出数量は、設計数量でほぐし土量を記入願います。

2.搬入出数量100m³/日の工事は、搬入・搬出計画表を申込書の提出時に添付願います。

3.その他の取り扱いについては、「横浜改良土センター施設利用要領」を御参照願います。

横浜改良土センター利用申込書

年 月 日

横浜改良土センター株式会社

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地1
TEL 045-502-3745
FAX 045-505-3991

(申込者)

社 名 印

住 所

工事責任者名 印

連絡先TEL

横浜改良土センターの利用を次のとおり申し込みます。

区分	埋戻し用 40~0	基礎用 20~0	
搬出数量 (改良土)			
搬入数量 (発生土)			
発注者			
監督事務所			
工事名			
工事場所			
工期	~		
搬出時期	~		
搬入時期	~		
監督員氏名	印	連絡先TEL	

- (注)1.搬入・搬出数量は、設計数量でほぐし土量を記入願います。
2.搬入出数量100m³/日の工事は、搬入・搬出計画表を申込書の提出時に添付願います。
3.その他の取り扱いについては、「横浜改良土センター施設利用要領」を御参照願います。

横浜改良土センター利用申込書(民間工事用)

年 月 日

横浜改良土センター株式会社

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地1
TEL 045-502-3745
FAX 045-505-3991

(申込者)

社 名 印

住 所

工事責任者名 印

連絡先TEL

横浜改良土センターの利用を次のとおり申し込みます。

区分	埋戻し用 40~0	基礎用 20~0	
搬出数量 (改良土)			/
搬入数量 (発生土)			
発注者			
監督事務所			
工事名			
工事場所			
工期	~		
搬出時期	~		
搬入時期	~		
監督員氏名	印	連絡先TEL	

- (注)1.搬入・搬出数量は、設計数量でほぐし土量を記入願います。
2.搬入出数量100m³/日の工事は、搬入・搬出計画表を申込書の提出時に添付願います。
3.その他の取り扱いについては、「横浜改良土センター施設利用要領」を御参照願います。
4.搬入する土砂は、「土壌の汚染に係わる環境基準27項目(環境省告示)」の基準値以下であることを証明できることとします。

横浜改良土センター利用申込書(民間工事用)

年 月 日

横浜改良土センター株式会社

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地1
TEL 045-502-3745
FAX 045-505-3991

(申込者)

社 名 印

住 所

工事責任者名 印

連絡先TEL

横浜改良土センターの利用を次のとおり申し込みます。

区分	埋戻し用 40~0	基礎用 20~0	
搬出数量 (改良土)			
搬入数量 (発生土)			
発注者			
監督事務所			
工事名			
工事場所			
工期	~		
搬出時期	~		
搬入時期	~		
監督員氏名	印	連絡先TEL	

- (注)1.搬入・搬出数量は、設計数量でほぐし土量を記入願います。
2.搬入出数量100m³/日の工事は、搬入・搬出計画表を申込書の提出時に添付願います。
3.その他の取り扱いについては、「横浜改良土センター施設利用要領」を御参照願います。
4.搬入する土砂は、「土壌の汚染に係わる環境基準27項目(環境省告示)」の基準値以下であることを証明できることとします。

横浜改良土センター利用申込書(民間工事用)

年 月 日

横浜改良土センター株式会社

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地1
TEL 045-502-3745
FAX 045-505-3991

(申込者)

社 名 印

住 所

工事責任者名 印

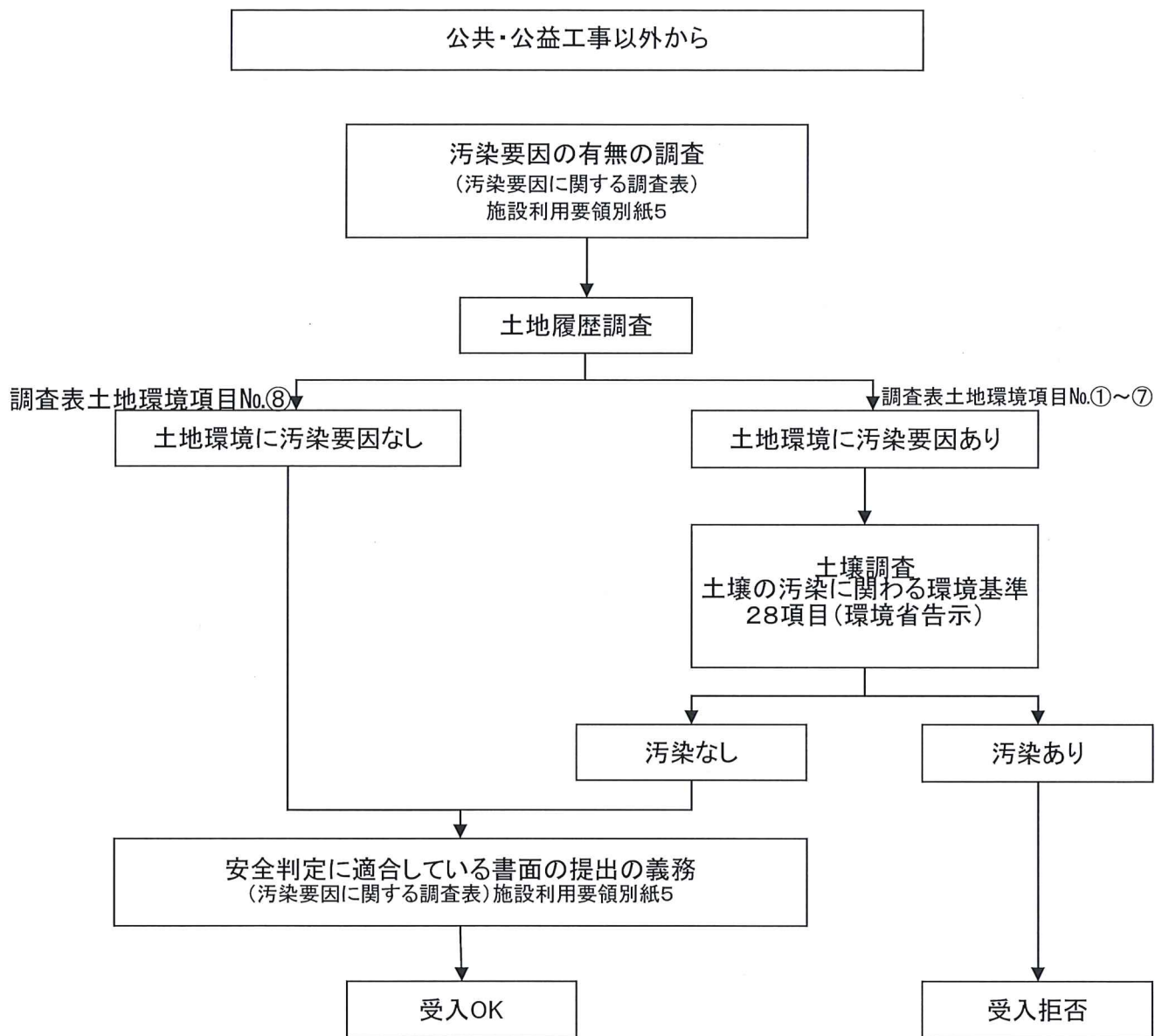
連絡先TEL

横浜改良土センターの利用を次のとおり申し込みます。

区分	埋戻し用 40~0	基礎用 20~0	
搬出数量 (改良土)			
搬入数量 (発生土)			
発注者			
監督事務所			
工事名			
工事場所			
工期	~		
搬出時期	~		
搬入時期	~		
監督員氏名	印	連絡先TEL	

- (注)1.搬入・搬出数量は、設計数量でほぐし土量を記入願います。
2.搬入出数量100m³/日の工事は、搬入・搬出計画表を申込書の提出時に添付願います。
3.その他の取り扱いについては、「横浜改良土センター施設利用要領」を御参照願います。
4.搬入する土砂は、「土壌の汚染に係わる環境基準27項目(環境省告示)」の基準値以下であることを証明できることとします。

建設発生土受入管理フロー



建設発生土(公共・公益工事以外)の受入管理手順

- ① 建設発生土の受入申し込みに際し、搬入事業者には、『汚染要因に関する調査表』を交付する。
- ② 土地履歴によって汚染要因が存在すると考えられる場合、公的に認可された測定分析機関による分析調査を要請する。
- ③ 汚染要因がない場合も、搬入事業者の署名、捺印による汚染要因に関する調査表、証明書の提出を条件とする。
- ④ 『汚染要因に関する調査表』の提出、受理をもって発生土受入を可とする。
- ⑤ 汚染ありとの工事場所に関する情報は、守秘義務を厳守する。

汚染要因に関する調査表

適用範囲	公共・公益工事以外から土砂等を搬入する事業		
発注者			
工事名			
工事場所			
工期(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
●土地履歴調査			
No	土地環境	No	土地環境
①	<input type="checkbox"/> 工場・事業場用地及び跡地又は工場・事業場として使用した土地	⑤	<input type="checkbox"/> 薬品により土壌改良等の処理をした地域
	業種分類	使用薬品	
	※ 市町村保管の土地課税台帳などを参考として調査する	⑥	<input type="checkbox"/> 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
②	<input type="checkbox"/> 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼	⑦	<input type="checkbox"/> その他、臭気のある土地その他土壌、水質に異変が認められる地域
	業種分類	⑧	<input type="checkbox"/> ①～⑦いずれにも該当しない
③	<input type="checkbox"/> 汚染された土砂等で盛土、埋め立て等を実施した地域	調査結果の記載方法	
④	<input type="checkbox"/> 震災等による破壊的被害を受けた地域	土地環境に該当する項目の□欄にレ印を記入及び業種分類欄には資料-1から選択記入する	
● 土壌調査(上記①～⑦に該当した場合)			
調査年月日	令和 年 月 日	調査会社及び調査員名	
	から		
	令和 年 月 日		
調査結果 ※(土壌分析結果証明書添付)	土壌の汚染に関わる環境基準28項目(環境省告示)の基準を(満たしている/満たしていない)		
● 証明書			
発生土の安全判定	イ) 土地履歴の調査結果より①～⑦の土地環境項目に該当しない。		
	ロ) 土壌調査の結果、基準を満たしている。		
	ハ) 改良土使用指定道路の水道工事に伴う建設発生土であり、水道局の指示を受けた。		
当該工事場所の発生土砂等は、上記の安全判定イ)、ロ)もしくはハ)に適合するために安全であることを証する。			
会社名		印	
住所			
工事責任者		印	
連絡先			

※土壌分析結果証明書は、公的に認可された測定分析機関の分析表とする。

特に留意する産業分類業種等

工場・事業場用地及び跡地又は工場・事業場として使用した土地のうち特に留意する業種として次のものがある。

産業分類中分類	産業分類小分類	産業分類細分類
木材・木製品製造業	木材薬品処理業	
パルプ・紙・紙加工品製造業		
出版・印刷・同関連産業		
化学工業	化学肥料製造業	
	無機化学工業製品製造業	
	有機化学工業製品製造業	
	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料製造業	塗料製造業 印刷インキ製造業
	医薬品製造業	
	その他の化学工業	農薬製造業
	石油製品、石炭製品製造業	石油精製業
	コークス製造業	
	その他の石油製品	廃油再生業
	石炭製品製造業	
なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業	
窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業	
	セメント・同製品製造業	
製鋼業		
非鉄金属製造業		
金属製品製造業		
一般機械器具製造業		
電気機械器具製造業		
精密機械器具製造業		
クリーニング業		
自動車整備業		
機械修理業		
病院・診療所		
化学技術に関する研究・試験・検査又は専門教育を行う事業場		
一般廃棄物処理施設		
産業廃棄物処理施設		
下水道終末処理場		

※ 本表の業種名を選択し、汚染要因の確認調書の業種分類欄に細分類から順次該当するものを記載する。

令和6年度 営業予定表

※土曜日の受付及び事務手続きは全て休みとなります

※その他状況により事務手続きが休みとなる場合があります

横浜改良土センター株式会社

4月 (7日)	日	月	火	水	木	金	土	10月 (7日)	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18	19
	21	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25	26
28	29	30					27	28	29	30	31				
5月 (9日)	日	月	火	水	木	金	土	11月 (7日)	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4							1	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30	31		24	25	26	27	28	29	30		
6月 (7日)	日	月	火	水	木	金	土	12月 (9日)	日	月	火	水	木	金	土
							1		1	2	3	4	5	6	7
	2	3	4	5	6	7	8		8	9	10	11	12	13	14
	9	10	11	12	13	14	15		15	16	17	18	19	20	21
	16	17	18	19	20	21	22		22	23	24	25	26	27	28
	23	24	25	26	27	28	29		29	30	31				
30															
7月 (7日)	日	月	火	水	木	金	土	1月 (11日)	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6					1	2	3	4
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
28	29	30	31				26	27	28	29	30	31			
8月 (12日)	日	月	火	水	木	金	土	2月 (8日)	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3								1
	4	5	6	7	8	9	10		2	3	4	5	6	7	8
	11	12	13	14	15	16	17		9	10	11	12	13	14	15
	18	19	20	21	22	23	24		16	17	18	19	20	21	22
25	26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28			
9月 (9日)	日	月	火	水	木	金	土	3月 (8日)	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7								1
	8	9	10	11	12	13	14		2	3	4	5	6	7	8
	15	16	17	18	19	20	21		9	10	11	12	13	14	15
	22	23	24	25	26	27	28		16	17	18	19	20	21	22
29	30						23	24	25	26	27	28	29		
							30	31							

* 12月27日は午前のみ営業

営業日(年間 264日)

休業日(年間 101日)